

国民年金保険料の後納制度について ～過去10年までの保険料を納めることができます～

○後納制度とは・・・

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある方は、お申込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が、過去2年から過去10年に延長される制度です。

○後納制度のメリット・・・

保険料を納められなかった期間がある場合や、資格取得などの届出忘れにより国民年金の加入期間がない場合、未納となっていた期間の保険料を納めることで、年金額が増えたり年金受給資格を得られる場合があります。

(国民年金を受給するためには、納付済期間や免除期間等の合計が原則25年(300月)必要です)

○後納制度をご利用いただける方・・・

①20歳以上60歳未満の方：10年以内に納め忘れの期間や未加入期間がある方

②60歳以上65歳未満の方：上記①の期間以外で、任意加入中に納め忘れの期間がある方

③65歳以上の方：年金受給資格がなく、上記①②の期間がある方など

※老齢基礎年金を受給している方(繰上げ受給者を含む)は、ご利用いただくことはできません。

○後納制度申込方法・・・

平成27年9月30日までに、「国民年金後納保険料納付申込書」に必要事項を記載して、お近くの年金事務所へお申込みください。なお、審査の結果次第で後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

詳しくは、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

注：後納保険料を納付できる期間は、平成27年9月30日までとなっています。



お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ!

0570-011-050

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください!!

050または070から始まる電話でおかけになる場合は **03-6731-2015**

<受付時間> 月～金曜日 午前8：30～午後5：15

ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7：00まで延長

第2土曜日 午前9：30～午後4：00

(祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。)

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内 通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください

詳しくは、**市内年金事務所(電話0162-32-1941)**または**町民課保健福祉グループ(電話5-1115内線157、告知端末機5-8815)**にお問い合わせください。